

<会員規定>

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人日本カサンドラ支援協会定款（以下「定款」という）第2章、第5条に基づき、会員制度について定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員の種別は、定款第5条に定める通り、社員、一般会員、準会員、および賛助会員で構成する。

(資格要件)

第3条 会員資格要件は、次の通りとする。

一般会員は、カサンドラ症候群から回復し、当法人の認定を受けた相談員として当法人に入会した者とする。

準会員は、カサンドラ症候群の方々又はカサンドラ症候群の方の支援の志のある方で、当法人に入会した者とする。

賛助会員は、この法人を賛助し、当法人の事業をサポートすることを主として入会した団体又は法人とする。

(会員心得)

第4条 会員は互いに学び合う精神でつながり、当法人の活動で知り得た情報についてはその秘密を遵守し、収益を追求せず社会支援することを旨とする。

(入会申込)

第5条 入会を希望する者は、当法人指定の入会申込書を本事務局に送付するものとする。

会費の入金をもって当法人に賛同することとし、理事会はこれを認める。

(入会金・会費)

第6条 当法人の会員は、以下の通り会費を納めなければならない。振込手数料は会員負担とする。

- | | | | |
|-----|------|---------|---------|
| (1) | 一般会員 | 年会費 | 12,000円 |
| (2) | 準会員 | 年会費 | 6,000円 |
| (3) | 賛助会員 | 年会費（一口） | 20,000円 |

2 当法人の会費は年会費制とし、原則として、当法人の請求に基づき前納一括納付するものとする。

(会費等の返還)

第7条 本会は、定款8条に規定されている退会及び第9条に規定されている除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の取得)

第8条 会員は、入会手続きを経て、年会費の納入が確認された後、会員登録される。入会日は登録日とする。

(有効期間)

第9条 本規定に基づく会員期間は、登録月の翌月1日から1年間とし、以降は入金をもって継続とする。

(変更の届け出)

第10条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が本規定第10条第1項の変更届出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする

(退会・会員資格の喪失)

第11条 退会を希望する者は、定款第8条に基づきいつでも退会することができる。また、当法人の会員継続を行わないことで退会とすることができ、退会をもって会員資格の喪失とする。

2 定款第9条に基づき、会員が当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、定款その他の規定に違反したときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができ、会員資格の喪失とする。

(サービスの利用)

第12条 会員は、当法人の提供する以下のサービスを利用することができる。

- (1) 「日本カサンドラ支援協会認定相談員」の資格認証に関する研修の受講等。
- (2) カサンドラ支援へのソーシャルビジネスに関する研修の受講等。
- (3) 当法人のセミナー及びイベントへの参加。
- (4) 「会報」及び情報提供。
- (5) 当法人からの有料配布物の会員価格での購入

(著作権)

第13条 本規定第12条のサービスによって提供される情報の著作権は当法人に帰属する。

(情報の二次使用权)

第14条 本規定12条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他のいかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(補足)

第15条 本規定に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度社員総会の定めるところによる。

(附則)

本規定は2017年8月1日から施行する。

一般社団法人日本カサンドラ支援協会